学校感染症と休養する期間（出席停止）の目安

分 類	病 名	出席停止の期間
第1種 感染症予防法の1類感染症及び2類感染症 （結核を除く）	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ など	治癒するまで
第2種 空気感染または飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高い感染症	インフルエンザ （鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
	咽頭結膜熱	発熱・咽頭炎・結膜炎等の主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性のある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、**その他の感染症（注1）**	医師の許可があるまで

（注1）学校でしばしば流行するその他の感染症につきましては、種類や各地域、学校における発生や流行等を考慮の上、学校長の判断となります。必ず出席停止を行うものではありません。